

「私と『古田史学』」補論

「九州王朝」論は「万世一系」を否定する

―「古田排除」の政治的背景―

川瀬 健一

ペガダ第17号に「追悼！ わが師・古田武彦さん―私と『古田史学』―」と題した論考を発表したが、この論には重大な欠落があることが、読者である複数の友人たちの質問から明らかとなった。

重大な欠落とは何か？

それは歴史家古田武彦さんが日本・中国・韓国の古代文献などの史料を徹底的に読み切り、通説派がやってきた史料の恣意的改変を一切せずに史料を信用して歴史を復元するという歴史学の方法論・実証主義的分析方法で明らかにした日本古代史の実像である「九州王朝」論などの「多元的古代史観」が、日本古代史学界から完全に無視されている原因についての私の論に、重大な欠落があったということだ。私は先の論考の『古田説』の今後」の項で次のように論じた。

古田無視はこれからも「当分の間は」続くだろう。

なぜなら先にみたように、古田さんの古代史学界への批判は、その個々の通説が間違っているということに止まらず、従来説の信奉者が駆使してきた歴史研究の方法論そのものが間違っていると指摘したのであるから、彼等が行ってきたことは歴史研究ではなく、単なる彼等が信奉する大和中心史観というイデオロギーを史料を改変してでも再確認するものにはすぎないと指摘したものであるからだ。いわば従来説は科学ではなく、イデオロギーだと言ったに等しい。

これでは学者たちの権威も面子も泥に塗れる。

これは許しがたい。

これが日本古代史学界が「古田説」を無視し続けた背景である。そして通説派が「古田説」を無視し続けられるのは、学界という世界では、通説派の権威と目される人物が、古代

史の講座を持っている大学の人事権を事実上持っているために、権威と目される人物の説を「古田説」や古田さんの駆使した方法論を駆使して批判したりすれば、その批判者は、学者としてそれなりの地位を大学で得ることもできないし、研究者として研究を続けることも困難になるといいう、現在の大学と学界の権力構造が生み出したことなのである。

この構造が続く限り、古代史学界の「古田説」無視は続く。

しかしこの私の論の展開について、読者である二人の友人から質問を受け、その質問に答えているうちに、先の論で示した「古田無視」の原因では決定的に不十分であることに気が付いたのである。以下に友人たちの質問とそれへの私の返答を詳述しながら、先の論のどこに不十分さがあったのか、詳しく論じてみたい。

▼友人たちの根源的な批判と私の返答

最初に読後感想と共に疑問をぶつけてくれたのは、40年来の友人である。彼は元音楽の教師であるが、とても深い歴史への関心を持ち、私の著書『徹底検証「新しい歴史教科書」』シリーズの熱心な読者でもある。彼の電話での質問は以下のようにであった（私の要約）。

「古田説」を無視している日本古代史学界も、古田さんの歴史学の師匠の村岡典嗣氏と同様に、明治以後に広がった西

欧の実証主義歴史学の流れを引いているはずである。しかるになぜ、その実証主義歴史学の正統な方法論に基づいて諸史料を分析して導き出された「古田説」が、実証主義に立つ歴史学界から無視されるのか。日本の歴史学界は実証主義には立っていないのか？

この質問への私の返答の要旨は以下のようであった。

西欧の実証主義歴史学が導入された明治という時代は、国家権力が「万世一系」を標榜する天皇に帰せられた時代であったがゆえに、天皇家のルーツを含む日本古代史の真実を科学的に実証主義的に明らかにすることはできなかった。そしてこの構造は、戦後改革で国家が国民主権に移行しても天皇は「国民統合の象徴」としてあいまいに温存されたことで、「万世一系」神話はそのまま温存され、歴史学界においても、「神話は後世の造作」の一語で片づけられ、「万世一系」神話の真実を科学的に実証主義的に考察することは避けられた。学界のいわば暗黙の了解である。ここを鋭く突き、「万世一系」神話を否定したのが「古田説」だったからだ。

二人目の質問は、メールによるものだった。質問者は、私の母方の先祖・齋藤家・松本家に連なる遠縁の人。私の曾祖父齋藤修一郎の母方の祖母の妹の子孫という人。医学者で医学史を調べている中で数年前、越前（福井藩）の蘭方眼科医師齋藤策順の子孫の私のサイトを見つけて訪れ、以後互いに

研究成果を持ち寄ったり討論している間柄。

この方の質問は以下のようであった（私の要約）。

古田氏は科学とはプロセスであることを見抜かれた人だ。

「科学とは、反証できる命題」であり、即ち、ある命題を証明するためには、その根拠が必要だが、その根拠が得られる条件を提示することが望まれる。そのため実験手順や分析手法と実験結果（歴史学では一次資料に当たるか）を詳細に示し、いつでも再現できるプロセスとして科学は定義される。ではプロセスを歪めるものは何か。我々の分野（医学）では明確で、利益相反といわれるバイアスだと言われる。製薬業界から研究費をもらいその会社の薬の評価をするのはおかしい。またある会社の株を保有しながら、その会社の薬の治験をするのはインサイダー取引の危険が大。「効果」がある場合は株を買い、「効果がない場合は」株を売り抜けるという具合。では歴史家の利益相反として、川瀬さんは「学界の権力構造」と一刀両断するが、利益相反はそれほど単純ではないと思う。おそらく、政府の「文系無用論」や、文科省の介入、大学の経営状況など複雑な事情があるし、研究者にとつての個人の生活に潜む「政治性」（政治的空気を読むという）が、潜在的なバイアスとなり大きな流れを作っているのだと思う。この部分について「学界の権力構造」のような粗い分析ではなく緻密な分析をしてほしい。

科学者らしいきわめて論理的なご指摘。

ほぼ同時に頂いた二つの質問は、電話とメールと媒体は異

なっており批判の視角は異なるものの、私の「古田無視」の背景分析の不徹底さを鋭く突いたものであった。この医学者の友人からの質問にも、先の質問と同様な答えを、もっと詳しくお返しした（メール全文。【】は訂正部分）。

歴史家にとつての利益相反とは？

古田さんが論じた問題は天皇家のルーツに関わるものです。現天皇家は、天照大神に始まる王家の血統の正統な系列ではなく、分流のまた分流である。正統な系列は九州を拠点として日本列島に覇を唱え、中国隋王朝や唐王朝とも対等に戦ってきた。しかし中国との戦いに敗れた正統な王家は力を失い、分流である近畿天皇家が列島の覇権を握ったと。

古田さんとしては一次史料に基づいた冷徹な事実として提起したわけですが、現天皇家は至高の存在であるとする政治勢力には受け入れがたいことであり、この空気を読んだ学界重鎮が、彼の論の圧殺を図ったのだと思います。

古田説と最も鋭く対立した日本古代史家は、東大の井上光貞教授（1917-1983）です（まったく無視しました）。彼は私の曾祖父齋藤修一郎とも関係の深い明治の元勳井上馨の玄孫【正確には孫。井上の長女千代子と婿に入った桂太郎三男の三郎との間の長男】です。つまり彼は終戦直後までは井上伯爵家【正しくは侯爵家】の跡取り。天皇の権威を隠れ蓑に日本の政治の実権を篡奪した長州・薩摩官僚の重鎮中の重鎮です。至高の存在としての天皇の権威に依拠してこれら

官僚たちは政界の実権を握ってきたわけですから、その階層出身の井上氏にとつては、天皇家は至高の存在であり、『日本書紀』が語るように悠久の昔から列島の覇権は近畿天皇家が握ってきたとの歴史認識が、このイデオロギーを支える根幹であると思います。だから彼にとつては、『日本書紀』のイデオロギーは、自身のイデオロギーでもあった。

東大閥がこの立場に強固に立ち続けたのは、この大学が伊藤博文によつて事実上創立されたとき、国家を支える大学、国家官僚を養成する大学として位置づけられたことから来ているのだと思います。そしてこれに対抗した京大閥もやはり帝国大学ですから、大日本帝国が掲げるイデオロギーを至高のものとして受け止める姿勢においては東大と同じだったと思います。そして敗戦と戦後民主化によつても天皇制は維持され、このイデオロギーは温存されました。そして大学において学界において主導権を握っている人たちもまた温存されたわけです。古代史学界においてもこれは同じことだったと思います。

明治から現在に通底する国家イデオロギーの基盤を、古田説は根本的に破壊した。天皇家の歴史は、他の王家や天皇家内部の権力闘争の歴史であったと。しかもこの歴史認識は強固に内外の一次史料によつて支えられ、これを壊すことは不可能であった。だから古田無視が始まった。

これが古田無視の政治的背景だと考えています。

▼歪められた実証主義歴史学

実は明治の日本に西洋の実証主義歴史学が導入された際に、その時代の政治的制約によつて、この学問は重大な変質を余儀なくされたのだ。

明治の日本国家は、欧米列強による侵略と植民地支配に屈するかもしれないという危機の中で生まれたがゆえに、国家統一のシンボルとして「神の子孫」を標榜する天皇を戴いた。しかも徳川氏も含めた諸大名・大臣の合意に基づいた統一国家を作ろうとして、徳川将軍の「大政奉還」を基礎に朝廷の下に議定院を設け、上院としての諸大名会議とその下での下院としての士大夫会議を設けようとした新しい動きが、あくまでも徳川幕府を武力討伐することで暴力的に転覆し国家権力を握ろうと企てた薩摩・長州両藩の過激派と天皇によつて統治された国家の実権を握りたいと考えた岩倉ら一部公家の過激派が結びついた宮廷クーデタ（「王政復古」の大号令）によつて覆されて、天皇を頂点に戴いた薩摩・長州藩閥政府が成立してしまった。このため、その後、多くの元武士や百姓町人らの民主主義に基づいた立憲制国家形成の激しい要求（「自由民権運動」）に押されて、民選議院・国会の開設と憲法の制定が行われたが、あくまでも国家統治権である主権は天皇にあるとされ、内閣も議会も天皇に意見具申をする輔弼機関とされてしまい、実現した民主主義は極めて限られたものとされてしまった。これは、明治政府が立憲制国家を目指

す開明派と神聖なる天皇が統治する神権国家を目指す国粹主義者の混在と主導権争いの下にあったことによる双方の妥協と、自由民権運動に表現された国民の大衆的不満が将来的には社会主義革命へとつながる社会の激変を生み出す社会運動に成長して国家を転覆することを予防する仕組みとして、諸宗教に超越する神としての天皇に主権を収斂させることで、人民主権へと繋がる議会の権限拡大を阻止する方策として考へ出されたものであった。そしてこの天皇は、古来悠久の昔から（皇祖・天照大神以来）天皇家は男系男子によって継承され日本国を統治し続けてきたという、「万世一系」神話によって彩られたものとなった。

大日本帝国憲法に定められた政治体制では、主権者たる天皇といえども憲法に従わざるをえず、輔弼機関とされた内閣・議会・軍などの助言に従って統治するものと定められていた。しかしこれらの輔弼機関を統御するのは天皇のみとされたため、軍は内閣や議会からは独立して軍令を出すことができ、軍の予算などが議会から削減を要求された際には、天皇の統帥権を盾にして、議会は、そしてやがては内閣をも、軍を統御する権限はないとして、軍の暴走を止める装置が実質的に天皇しかなかった。しかも内閣も、その任免権は議会にはなく、非公式の天皇輔弼機関の一つである元老と重臣会議が総理大臣候補を推薦し天皇が指名・任命するものであり、立法以外の外交や軍事や官制の制定など天皇大権に属する国家の大事を天皇から諮問されるのは、維新元勳や元政府要人

で構成される枢密院だけとされたため、大日本帝国憲法に定められた立憲君主制は、きわめて不徹底なものであった。このため第三条に定められた「天皇は神聖にして犯すべからず」との条項が一人歩きして軍の暴走を許し、さらに、憲法に定められた臣民の諸権利も神としての天皇の権限を犯さない範囲に限定され、宗教政策を統括する教部省や教育政策を統括する文部省には、「神聖なる天皇が統治するのが日本国の特質である」という「国体論」を振りかざす国粹主義者が蟠踞したため、明治の宗教政策と教育政策は、「万世一系」の「神権天皇」論で塗潰され、その結果が、廃仏毀釈や国家神道の諸宗教への優越や、「教育勅語」体制による教育統制が行われることとなった。このため西欧の実証主義歴史学が明治20年代に導入されたにも関わらず、天皇家や日本国のルーツを科学的に論じる動きに対しては国粹主義者からの排撃が激しく、その結果、『古事記』や『日本書紀』などの天皇家の来歴と日本国家成立にかかわる歴史書や次々に掘り出される考古学的遺跡や遺物に基づいて、日本古代史や天皇家のルーツを科学的実証的に考究することは避けられることとなったのだ。

この歴史弾圧事件としては、「久米邦武筆禍事件」「南北朝正閏論」「津田事件」が挙げられる。

「久米邦武筆禍事件」は、明治の儒学者・歴史学者である久米邦武（1839—1931）が1891（明治二四）年1月に「史学雑誌」に発表した「神道ハ祭天ノ古俗」において、「神道は自然崇拜に始まる古くからの習俗である」とし、

「教条的な宗教ではなく神聖視すべきでない」としたことに始まる。そしてこの論が民権派の経済学者・田口卯吉（1855—1905）が主宰する「史海」に翌年転載されるにあたって、主催者田口が過激な国粹主義者らを挑発する序を載せたことに対して、国粹主義者たちが論文撤回を激しく迫り、久米は論文撤回と帝国大学教授職を辞せざるを得なくされた。この事件は、政府が条約改正を狙って推進した欧化主義政策への反発から国粹主義運動が激しく勃興し、国粹主義者による欧化主義者や外国人への脅迫や暴力そして暗殺などの事件が頻発する中でのことであった。

「南北朝正閏論」は、1911（明治四四）年に政治問題となった。当時の国定教科書である小学校の『尋常小学日本史』は帝国大学の史学者たちの説に基づき南北朝並立論を採用していたが、1911年1月の「読売新聞」にこれを非難する投書が掲載されたことを皮切りに、衆議院議員が桂内閣に質問書を出したことから明るみに出た。そして折から起きた「大逆事件」（1910年10月検挙開始。11年1月処刑）に絡めて、文部省の歴史教育方針が当を得ないからこうした不敬事件が起きると論難され、内閣総辞職の危機に陥った桂内閣は教科書改訂を約束。この結果同教科書の使用が停止されて執筆者の帝大卒の歴史学者喜田貞吉（1871—1939）は文部省修史官を停職させられ、そして教科書の記述は南朝を正統とするものを書き改められた。

「大逆事件」そのものも社会主義運動の拡大と民主主義

大要求に恐れをなした政府が、国家の根本である神聖なる天皇の暗殺を企てたのでつち上げでつくり挙げたものであったが、教科書の南朝正統論への書き換えは、歴史的事実を無視したものであった。

さらに「津田事件」は、1940（昭和十五）年2月に、思想史家の早稲田大学教授・津田左右吉（1873—1961）の著書、『神代史の研究』（1924年刊）・『古事記及び日本書紀の研究』（1924年刊）・『日本上代史研究』（1930年刊）・『上代日本の社会及び思想』（1932年刊）が発禁処分とされ、3月に著者の津田と発行者の岩波茂雄が出版法第26条の「皇室の尊厳冒瀆」の疑いで起訴された事件である。これに伴い津田は早稲田大学教授を辞職させられ、同時に兼ねていた東京帝国大学法学部の東洋政治思想史講座担当講師も辞職させられた。そしてこの事件は、1942（昭和十七）年5月に第一審判決が出され、『古事記及び日本書紀の研究』のみを出版法違反とし、津田に禁錮3ヶ月、岩波は2ヶ月、ともに執行猶予2年の有罪判決となった。有罪の理由は、「神武天皇ヨリ仲哀天皇ニ至ル御歴代ノ御存在ニ付疑惑ヲ抱カシムルノ虞アル講説ヲ敢テ」した事であった。

津田の学説は明治期の歴史学者・那珂通世（1851—1908）の『日本書紀』の「神功紀」の百済王没年と15世紀の朝鮮の資料である『東国通鑑』の百済王没年を照らし合わせ、書紀では年代が『東国通鑑』より120年（干支で2巡）古くなっていることから、書紀編者は、日本の紀年を古

く見せ、各天皇の寿命を長く見せるために、神功皇后・応神天皇の年次を実際よりも120年引き上げた。」(1878年「上古年代考」・1897年「上世年紀考」)との主張に依拠して、仲哀天皇以前の説話を証拠立てる他の文献史料が存在しないことから、神武天皇から仲哀天皇までの説話は「神代記」の説話と同様に、天皇制の確立期に、その発生と権威の淵源を理由づけるために政治的に造られたものと断じたものであった。つまり「記紀神話造作説」であり「神武から仲哀までの天皇説話造作説」であった。この津田の所論は実証主義史学の伝統と方法に依拠して『古事記』『日本書紀』に検証のメスを入れたものであり、各著書の出版年代を見れば、出版と同時に発禁とされたわけではなく世の中に受け入れられていたことがわかる。しかし津田が1939(昭和十四)年10月に、かねてから国粹主義者から批判を浴びて葬り去られた「天皇機関説」の本山と目されていた東京大学法学部に新設された東洋思想史講座担当の講師となったことをきっかけとして、「天皇機関説」と同様に津田説が、「神権天皇」「万世一系」を否定する思想と受け取られて問題視されたからであった。津田自身はこの思想を否定せず、ただ根拠不明としただけだ。

時代はちようど、欧米との全面戦争を控え、「東亜新秩序」「八紘一宇」のスローガンの下、アジアの欧米からの解放を唱える方向へと政権が動き出す中で、この神話を否定する論説を排除しようとする動きが起きたわけだ。

このようにして明治以後の実証主義歴史学は天皇制によって制限され変質を強いられていった。

▼戦後も守られた「菊のタブー」と「古田説」による否定

「大東亜戦争」の敗北によって「神権天皇」を戴いた体制は崩壊し、新憲法では天皇は、「主権の存する日本国民の総意」によって支えられた「国民統合の象徴」となり、国を統治する権限は奪われ、憲法に定められた国事行為以外の政治的行動は禁ぜられたが、天皇制度そのものは温存されたため、「万世一系」の神話と天皇家の淵源を科学的に探ることを避ける傾向Ⅱ(菊のタブー)もまた温存された。

戦後の歴史学は「神権天皇」の軀が外されたため、大正期以後に発展していたマルクス主義に基づいた歴史学や、経済史・社会史の研究、そして考古学の発展など、「万世一系」神話を科学的に論じることの可能な状況となっていた。このため戦後の日本古代史研究の分野では、津田左右吉の論が出発点となって「記紀神話は造作」が定説とされ、騎馬民族征服王朝説や、三輪王朝・河内王朝・継体王朝の三王朝交代論など様々な説が並び立ち、古代史上の天皇の实在・非实在などの論も活発に交わされた。しかしこれらの説に対して近畿天皇家が悠久の昔から日本列島を一貫して統治してきたという立場からの反論も激しく、やがて前方後円墳の全国展開やそこに副葬された三角縁神獣鏡が中国魏王朝から「邪馬台国」

女王卑弥呼に下賜された鏡で、卑弥呼の後裔たる天皇から各地の豪族に下賜した物であるとの見解などを基礎にして、第十代の崇神天皇は「ハツクニシラスメラミコト」とおくり名されその陵墓とされる古墳も古式の前方後円墳であることなどから、この天皇が初めて日本国を統一したもので、これ以後の天皇は確実に実在したとの説が通説となった。このため、「記紀神話」や「神武以後の説話」の真偽やその成り立ちについて、科学的に論証されることなく、近畿天皇家が崇神の時代とされる四世紀から日本列島の王者として君臨したとの認識が歴史学の常識となったのである。言い換えればこれは、神話に基づいて科学的歴史研究が葬り去られた歴史的記憶が背景となつて、学界の大勢としては「万世一系」が暗黙の了解となつてきたといえよう。ここに一人科学のメスを入れたのが古田武彦さんであった。その「九州王朝」論と「万世一系」との関係は次のようなものであった。

一、近畿天皇家の始祖である神武天皇の父は「天津日高日子波限建鵜葺草葺不合命」。その父は「火遠理命（天津日高日子穗穗手見命）」だが彼は三男で上に二人の兄がおり、彼ら三人の父が、「日子番能邇邇芸命（いわゆるニニギの命）」であるが、彼には「天火明命」という名の兄がいる。彼は『日本書紀』では「天照国照彦火明命」と記されており、彼らの母で最高神「天照大神」とつながる至高の人物、つまり王に相応しい。しかしこの王以下の系譜は『日本書紀』や『古事記』では削除されており、この王以下の系譜こそ、この王統譜の

本来の本流のものであった。つまりこれは、『日本書紀』が「九州王朝」の史書『日本紀』から記事を多数登用していることから推測できるように、「天孫降臨」の説話は「九州王朝」の説話であり、神武に始まる近畿天皇家は、「九州王朝」の分流であつたことを示している。

二、近畿天皇家は途中で何度も権力の交代を経験しており、必ずしも男系で継承してきたわけではない。その好例として第二六代天皇継体。彼は第十五代応神の五世の孫と称しているがこれを証明する史料はなく、これをもつて「男系」での継承とすれば、桓武天皇五世の孫である平将門や清和天皇の子孫の源頼朝が天皇となつてもおかしくはない。実態としては継体の息子の第二七代安閑・第二八代宣化は継体の前の武烈とは全く血縁にはなく、第二九代となつた欽明の母は、第二五代武烈天皇の姉なので、ここで「継体王朝」は武烈に終わる「応神王朝」を女系で継いだのが歴史的事実。

古田武彦さんの日本古代史に関する説は、「万世一系」の天皇家という神話を根底的に否定し、701年の大宝律令制定までは日本列島の王者は天照直系たる「九州王朝」、これ以後が天照傍系である「近畿王朝」としたのだ。そしてこれらの王朝の内部においても権力の交代はしばしば起き、必ずしも男系で継承されたわけではないこと。さらにはこの「九州王朝」以前には、出雲に拠点をおく「出雲王朝」と呼ぶべき王権が列島を支配しており、「九州王朝」成立以後も、列島各地には、さまざまな来歴を有するいくつかの王朝が併存して

おり、これらの諸王朝の連合の長としてのみ日本列島の王権はあったというのが、古田さんの所説であった。そして古田さんの所説を継承する人々によってこの説はさらに深められ、「九州王朝」は6世紀末から7世紀中ごろにかけて、中国統一王朝たる隋や唐との対決を控える中で、列島の他王朝にも介入して直接統治に変えて難波京に都を置き（副都？）、国々や評の境界を再編するとともにそれぞれの国や評の政治体制も刷新して真に統一国家といえる体制に変換しようとしたのではないかとの認識にまで到達している。

古田さんの「九州王朝」論に始まる所説は、「多元的古代史観」ともいうべきもので、日本列島は悠久の昔から「万世一系」たる近畿天皇家が統治してきたとの神話を根底から否定した。だからこそ、古田さんの所説が実証主義歴史学の方法論によって諸史料を徹頭徹尾検証した末のものであったにもかかわらず、「菊のタブー」とでも呼ぶべき、日本列島は悠久の昔から「万世一系」たる近畿天皇家が統治してきたとの神話を根底的には否定しない思想傾向に抗せず、その枠内に止まって来た日本古代史学界からは、古田さんの所説は生理的な拒否にあい、無視という排除にあったのだ。

▼「古田史学」は「神権天皇」の根源を問う所から始まった

だが古田武彦さんは、自らの所説が日本古代史学界から排除されている政治的背景を明確に意識しておられた。200

6年4月に刊行された「古田史学会報」73号に『万世一系』の史料批判」という痛烈な一文を寄せられている。

第一、「万世一系」という言葉は、古事記・日本書紀にはない。明治維新以降「強調」されはじめた言葉である。これは「神武以来」ではなく、「天照大神以来」の意だ。（中略）これをうけた「万世一系」を「神武以来」などと、ゆがめ解するのは不当だ。例の「天孫降臨」の神勅がわが国の皇統の「万世一系」の証拠とされた。これを肯定するにせよ否定するにせよ、事実を曲げることは不可である。

第二、言うまでもなく、天照大神は女性である。「夫」は高木神。（中略）高木神ではなく、天照大神を今も伊勢神宮に祭る天皇家が、「大いなる女系の王家」であること、天下に隠れない事実である。現代の男系主義のイデオロギーのために「古来の伝統」を無視あるいは軽視することは不可である。（以下略）。

第三、第四、第五、（略）。

第六、不可欠の反対概念がある。九州王朝説だ。「七〇一」以前が、その時代。天皇家はこれ以降、との立場である。今は学界の定説となった「郡と評」の分岐点。それが「七〇一」だ。そのとき、必ず「廢評立郡」の詔勅が出たはずだ。だが、日本書紀にも、続日本紀にも、それが無い。なぜか。ここに「九州王朝」説のリアリティ（真実性）が、しっかりと顔をのぞかせている。この「九州王朝」説は、明治から敗戦までは「許容」されなかった。政治的に「排除」されていたので

ある。もちろん、わたしはこれを歴史的眞実として眞摯に主張している。けれども「学問上の応答」なしにこれを政治的に「排除」しなければ「万世一系の天皇家」というような「超越的」な言葉は成り立ちえない。それは「生物的概念」ではない。常に政治上の中心権威者であった」という政治的概念だからである。純粹に「生物的概念」ならば万人とも「万世一系」である。やがて「九州王朝説を唱える者は非国民」と言われよう。―学問の自由の死滅である。

第七、第八、(略)(全文は「古田史学の会」のサイト「新古代学の扉」で読める)。

古田さんが近畿天皇家は「九州王朝」の分流であることを明らかにしたのは、第三の著書で1975年に発刊された『盗まれた神話 記・紀の秘密』が最初であるが、実はその学問探求の根本のところに、明治以後敗戦までの日本の精神を統御した「神権天皇」「万世一系」論の淵源とその性格を探るという課題があり、その必然の結果として、日本古代史の天皇家と日本国家の出自の探求に及んだのではないかと思う。

その証拠は、東北大学を卒業後、高等学校の教師を経た後に研究生活に入り、国家権力と戦った親鸞の思想の研究に没頭した後書いた研究論文にある。この論文は、1964(昭和三八)年に金沢大学の暁烏賞への応募論文で、「近代法の論理と宗教の運命―“信教の自由”の批判的考察」と題して、西洋に発した「信教の自由」がキリスト教以外の異教を排除した後の「キリスト教単性社会」の中での諸派の信教の自由

でしかないことを明らかにし、大日本帝国憲法体制の日本国家が「神権天皇」を戴くことを憲法に明記したのは、憲法を起草した伊藤博文が、オーストリアの国家学者シュタインの教えに従い、将来激化するであろう階級対立の緩和剤として、西欧国家が諸宗教を超越したものであるの絶対的精神(＝国家精神)として「キリスト教精神」を持つているように、絶対的精神を提示せよとの助言に従ったからだと明らかにした。そしてこの国家精神たる「神権天皇」体制の下で諸宗教だけではなく人々の精神までも統制した体制が敗戦によって崩壊した後の戦後の日本の精神状況は、西欧の「キリスト教単性社会」ではない、諸宗教が入り乱れた中で信教の自由が保障されると、その社会の精神状況はいかなるものになるかというこの格好の実験場であることを説いた(この論文は後に『神の運命 歴史の導くところへ』1996年明石書店刊で公刊された。全文は「古田史学」のサイトで読める)。

この論文は信教の自由を論じたものであるが、古田さんの青春を奪い、育った地広島を地獄と化したあの戦争を導いた時代精神である「神権天皇」「万世一系」神話が成立した思想的事情を明らかにしたものであった。ここから「魏志倭人伝」研究に至るにはわずか5年。そして「万世一系」否定に至るには10年。古田武彦さんが日本古代史研究に踏み込んだのは、「神権天皇」「万世一系」神話の淵源を日本古代史の眞実探求を通じて明らかにしたいとの思いがあったからだとは考える。

(2017年2月5日 記す)